

事務代行・事務委託のご紹介

労働保険事務代行

事業主の事務処理の負担を軽減するために、政府が認可した労働保険事務組合制度があります。

商工会では、労働保険（労災保険と雇用保険）の加入手続き、労働保険料の申告・納付手続き、雇用保険の被保険者に関する取得・離職手続きを事業主に代わって事務処理を行います。

【労働保険とは】

労働保険とは労災保険と雇用保険を一緒にしたものです。社会保険が、健康や老後の保障をするのと同じように、労働保険は労務保障をする国の制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行って、労働者の生活安定を図るとともに、その再就職を促進し、併せて労働者の職業の安定に資するため、失業の予防及び雇用機会の増大・雇用構造の改善・労働者の能力の開発向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としています。

労災保険は、働いている人が、業務上の災害や通勤災害で病気やけがをしたり、または死亡した場合に、国が事業主に代わって、災害を受けた者または遺族に、医療や一時金、年金などの保険給付を行い、災害の補償をするとともに、遺族の生活の安定を図ることを目的として作られた制度です。

【商工会へ事務委託したときのメリット】

労働保険のわずらわしい手続きから開放され、事業に専念することができます。

通常は労災保険に加入できない事業主や家族従業員も事務委託することにより労災を掛けることができます。

労働保険料はその額に係らず3期に分けて納付することができます。

【事務委託手数料】

雇用保険事務手数料

従業員数	一般事業所	季節事業所
5人未満	6000円(月額500円)	12000円(月額1000円)
5人～15人	12000円(月額1000円)	15600円(月額1300円)
16人～20人	18000円(月額1500円)	24000円(月額2000円)
21人以上	30000円(月額2500円)	30000円(月額2500円)